瑞宝単光章を授ける（各通）（以上六月十八日）
従六位に叙する（各通）　青田　實
正七位に叙する（以上六月十二日）　野口　由松　宮澤　澤
正六位に叙する（各通）　川浦　契吾　山　初周夫
従七位に叙する（各通）（以上六月十三日）　中嶋　武彦　枝　
従六位に叙する（各通）松本　忠夫　沖　上六月十四日）　近藤　勇幸　松坂　輝光
従七位に叙する（六月十五日）　大濱和田　海洋浩　山田　幹雄
従六位に叙する　野田　賤夫　渡部　辰男
従七位に叙する（六月十九日）　吹田　幌　渡部　修平　出口　秀喜
○叙勲
従三位に叙する（六月十九日）　尾崎　充　敬一　平田　満　山崎　文彦　川原　一彦　信夫　中山　弘法　野中　昌　南丹　善朗　羽　精一　内藤　雄四郎　中野　尚幸　伏見　忠七郎　細井甲二郎　本崎　昭夫　脇　正信　齋藤　衛　佐野　昭　古川　淳　富岡　時夫　安永江守　柴代　義郎　悠一　邦香　中山　尾　満郎　田　岸　啓次　島　袋　石井　柳次　坂　藤　保之　悦照　秀敏　西　六　宏　山　照　敏　之　岸　次　勇　学　夫　井田　守　時
瑞宝双光章を授ける（各通）　太田　司郎　日　高　吉美　八　平田　敬一　尾崎　充　須　佐繁雄　川　勇　登　石　小六月十一日）　藏川　文信　丹羽　善朗　南　精一　（国立大学法人職員）　野中　昌　法　（東京都北区議会議員）　山崎　満　小綬章を授ける　内藤　雄四郎　中野　尚幸　伏見　忠七郎　細井甲二郎　本崎　昭夫　脇　正信　齋藤　衛　佐野　昭　古川　淳　富岡　時夫　安永江守　柴代　義郎　悠一　邦香　中山　尾　満郎　田　岸　啓次　島　袋　石井　柳次　坂　藤　保之　悦照　秀敏　西　六　宏　山　照　敏　之　岸　次　勇　学　夫　井田　守　時
瑞宝単光章を授ける（以上六月十八日）　篶　中山　信夫　弘
瑞宝双光章を授ける（各通）　原　一彦
瑞宝小綬章を授ける

瑞宝単光章を授ける（各通）（以上六月十八日）　野口　由松　宮澤　澤
従六位に叙する（各通）　青田　實
正七位に叙する（以上六月十二日）　野口　由松　宮澤　澤
正六位に叙する（各通）　川浦　契吾　山　初周夫
従七位に叙する（各通）（以上六月十三日）　中嶋　武彦　枝　
従六位に叙する（各通）松本　忠夫　沖　上六月十四日）　近藤　勇幸　松坂　輝光
従七位に叙する（六月十五日）　大濱和田　海洋浩　山田　幹雄
従六位に叙する　野田　賤夫　渡部　辰男
従七位に叙する（六月十九日）　吹田　幌　渡部　修平　出口　秀喜
○叙勲
従三位に叙する（六月十九日）　尾崎　充　敬一　平田　満　山崎　文彦　川原　一彦　信夫　中山　弘法　野中　昌　南丹　善朗　羽　精一　内藤　雄四郎　中野　尚幸　伏見　忠七郎　細井甲二郎　本崎　昭夫　脇　正信　齋藤　衛　佐野　昭　古川　淳　富岡　時夫　安永江守　柴代　義郎　悠一　邦香　中山　尾　満郎　田　岸　啓次　島　袋　石井　柳次　坂　藤　保之　悦照　秀敏　西　六　宏　山　照　敏　之　岸　次　勇　学　夫　井田　守　時
瑞宝双光章を授ける（各通）　太田　司郎　日　高　吉美　八　平田　敬一　尾崎　充　須　佐繁雄　川　勇　登　石　小六月十一日）　藏川　文信　丹羽　善朗　南　精一　（国立大学法人職員）　野中　昌　法　（東京都北区議会議員）　山崎　満　小綬章を授ける　内藤　雄四郎　中野　尚幸　伏見　忠七郎　細井甲二郎　本崎　昭夫　脇　正信　齋藤　衛　佐野　昭　古川　淳　富岡　時夫　安永江守　柴代　義郎　悠一　邦香　中山　尾　満郎　田　岸　啓次　島　袋　石井　柳次　坂　藤　保之　悦照　秀敏　西　六　宏　山　照　敏　之　岸　次　勇　学　夫　井田　守　時
瑞宝単光章を授ける（各通）（以上六月十八日）
瑞宝小綬章を授ける　岡部　治郎　岡本　知也　金子　裕
瑞宝双光章を授ける（各通）　小濱　幸夫　藤井　正　藤田　酒井　啓治　田所　信男　林　俊一　藤　茂　丸　順一　眞室
瑞宝単光章を授ける（各通）（以上六月十一日）　緒方　英喜　高田　静佳
瑞宝双光章を授ける（六月十二日）　奥田　弘幸　福嶋　功　山城　島田　高章　稔　脇　出口　満須　秀喜
瑞宝単光章を授ける（六月十三日）　濱田　浩　松坂　輝光
瑞宝双光章を授ける（各通）　大和　海洋　沖　忠夫
瑞宝単光章を授ける（以上六月十四日）　野田　賤夫
瑞宝単光章を授ける（六月十五日）

皇室事項

御祝電

天皇陛下は、フランス国の国祭日につき、七月十三日同国大統領閣下へ御祝電を発せられた。

官庁報告

官庁事項

総務省防災業務計画の修正要旨の公表について

災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第36条第１項の規定に基づき、総務省防災業務計画（平成13年総務省訓令第42号）を修正したので、同条第２項の規定に基づき、その要旨を次のとおり公表する。

平成29年７月18日　総務大臣　山本　早苗

総務省防災業務計画の修正要旨

一　修正の目的　最近の災害及び今後想定される首都直下地震等を踏まえた総務省の防災態勢の見直しに伴う所要の修正を行うため。

二　修正年月日　平成29年７月３日

三　修正の要旨　首都直下地震の被害想定等を踏まえ、職員の非常参集に係る態勢について修正したこと等

労働

労働保険審査官及び労働保険審査会法第５条の規定に基づく関係労働者及び関係事業主を代表する者の候補者の推薦について

労働保険審査官及び労働保険審査会法（昭和31年法律第126号）第５条の規定に基づき、都道府県労働局ごとに指名した関係労働者を代表する者及び関係事業主を代表する者のうち、平成27年10月１日付けで指名した者及び補欠の場合におけるこれらの者の後任については、本年９月30日をもってその在任予定期間が経過することとなり、同法第５条及び同法施行令第２条第１項の規定に基づき、新たに当該都道府県労働局ごとに関係労働者を代表する者及び関係事業主を代表する者を指名する必要があるので、資格がある労働者の団体及び事業主の団体は、下記によりそれぞれ関係労働者を代表する者及び関係事業主を代表する者の候補者を推薦されたい。

平成29年７月18日

厚生労働大臣　塩崎　恭久

記

1　推薦資格　労働保険の保険料の徴収等に関する法律（昭和44年法律第84号）第３条に規定する労災保険に係る労働保険の保険関係の成立している事業に使用される労働者の加入している労働者の団体又はこれらの事業の事業主の加入している事業主の団体であって、当該都道府県労働局の管轄区域内に組織を有するものであること。

2　推薦手続　推薦に当たっては、別紙様式による推薦書の正本及び副本に候補者の履歴書２部を添えて提出すること。

3　推薦締切日　平成29年８月22日

4　推薦書及び添付書類提出先　都道府県労働局労働基準部労災補償課

様式

平成　　年　　月　　日

厚生労働大臣　殿

団体名及びその代表者名

印

参与候補者の推薦について

労働保険審査官及び労働保険審査会法第５条の規定に基づく関係労働者事業主を代表する者の候補者として、次の者を推薦します。

氏　名	年齢	所属団体名及びその地位	略歴	備　考

（注）１　所属団体名及びその地位の欄には、その所属する団体及びその地位が二つ以上ある場合は、その全部を列挙して記入すること。

２　略歴の欄には、被推薦者の所属し、又は所属していた団体における略歴を記入すること。

労働保険審査官及び労働保険審査会法第５条の規定に基づく関係労働者を代表する者の候補者の推薦について

今般、岡山労働局の関係労働者を代表する者小西徳の辞任の申し出に伴い、労働保険審査官及び労働保険審査会法（昭和31年法律第126号）第５条及び労働保険審査官及び労働保険審査会法施行令（昭和31年政令第248号）第２条第２項の規定に基づき、補欠の関係労働者を代表する者を指名したいので、資格ある労働者団体は、下記により関係労働者を代表する者の候補者を推薦されたい。

平成29年７月18日

厚生労働大臣　塩崎　恭久

記

1　推薦資格　雇用保険の被保険者が加入している労働者団体であって、岡山労働局の管轄区域内に組織を有するものであること。

2　推薦手続　推薦に当たっては、別紙様式の推薦書の正本及び副本に履歴書２部を添付して提出すること。

3　推薦締切日　平成29年８月１日

4　推薦書及び添付書類の提出場所　岡山労働局職業安定部職業安定課

様式

平成　　年　　月　　日

厚生労働大臣　殿

団体名及びその代表者名

印

労働保険審査官及び労働保険審査会法第５条の規定に基づく関係労働者を代表する者の候補者として、下記の者を推薦します。

氏　名	年齢	所属団体名及び当該所属団体における地位	略歴	備　考